

周南市障害者計画（案） ー平成 26 年 11 月時点ー

目 次

	ページ
I 策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付けと役割	
3 計画の期間	
4 計画の推進体制と進行管理、評価	
II 障害者の現状	2
1 身体障害者の状況	
2 知的障害者の状況	
3 精神障害者の状況	
III 施策の基本目標と基本原則	6
1 基本目標	
2 基本原則	
(1) 地域社会における共生（地域生活支援・就労支援）	
(2) 差別の解消	
IV 分野別施策	
1 生活支援	8
(1) 相談支援体制の構築	
(2) 在宅サービス等の充実	
(3) 障害児支援の充実	
(4) サービスの質の向上等	
(5) 人材の育成・確保	
2 保健・医療	13
(1) 保健・医療の充実等	
(2) 精神保健・医療の提供等	
(3) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	16
(1) インクルーシブ教育システムの構築	
(2) 教育環境の整備	
(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	
4 雇用・就業、経済的自立の支援	19
(1) 障害者雇用の促進	
(2) 総合的な就労支援	
(3) 福祉的就労の底上げ	
(4) 経済的自立の支援	
5 生活環境	22
(1) 住宅の確保	
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	
6 情報アクセシビリティ	24
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	
(2) 意思疎通支援の充実	
(3) 行政情報のバリアフリー化	
7 安全・安心	26
(1) 防災・防犯対策の推進	
(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
8 差別の解消及び権利擁護の推進	28
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	
(2) 権利擁護の推進	
9 行政サービス等における配慮	30
(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	
(2) 選挙等における配慮等	

I 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

周南市では、平成17(2005)年3月に初めての障害者福祉計画を策定しました。その後、平成22(2010)年3月に現行の障害者福祉計画を策定し、様々な分野にわたる障害者福祉施策を推進してきました。

このたび、現行の障害者福祉計画の計画期間(平成22(2010)年度～平成26(2014)年度)の満了と、障害者基本法の改正等の制度改正や、本市の障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、新たな障害者福祉計画を策定し、保健・医療・福祉・教育・雇用などの各般にわたる障害者施策の総合的な推進を図ります。

2 計画の位置付けと役割

この計画は、本市の障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けます。

この計画は、市民をはじめ家庭、職場、学校、地域等が一体となって取り組む計画であり、市及び関係者・関係機関における事業推進の基本方針となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制と進行管理、評価

各般にわたる障害者福祉施策の着実な推進を図るためには、医療、教育、雇用などの様々な分野が連携した取り組みが必要です。

このため、障害者団体、関係機関の代表者や学識経験者などで構成される地域自立支援協議会において、計画の進捗状況を把握して進行管理を行い、計画的な施策の推進を図ります。

社会情勢の変化等により計画の変更の必要性が生じた場合、あるいは計画の推進及び評価を通じて計画の変更の必要性が生じた場合には、期間の途中であっても、計画を柔軟に見直すこととします。

Ⅱ 障害者の現状

1 身体障害者の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の本市における身体障害者数（手帳交付数）は、5,460人で、5年前と比較して122人の増、2.2%の伸びとなっています。

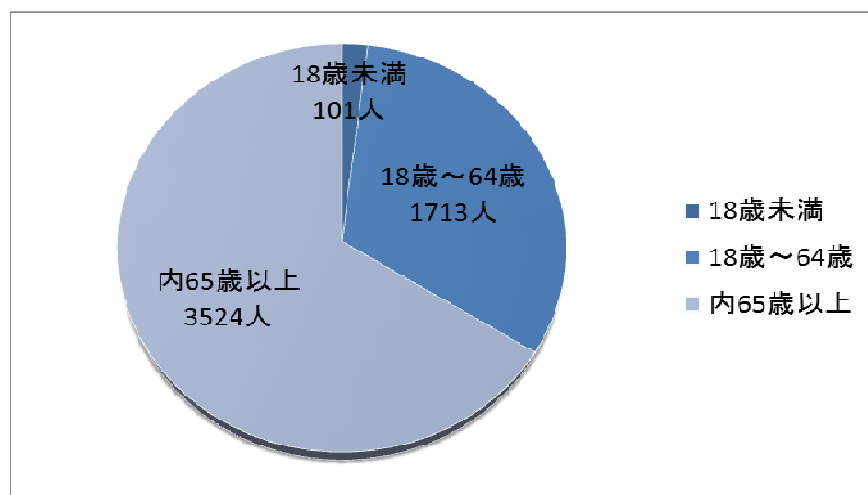
そのうち、65歳以上の高齢者は、3,524人で、全体に占める割合は、71%で、66%だった前回よりさらに身体障害者の高齢化が進んでいることが伺えます。

また、障害別でみると、肢体不自由の割合が53%と過半数を占めていますが、そのほかの障害として、心臓機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害などの内部障害に増加の傾向がみられます。

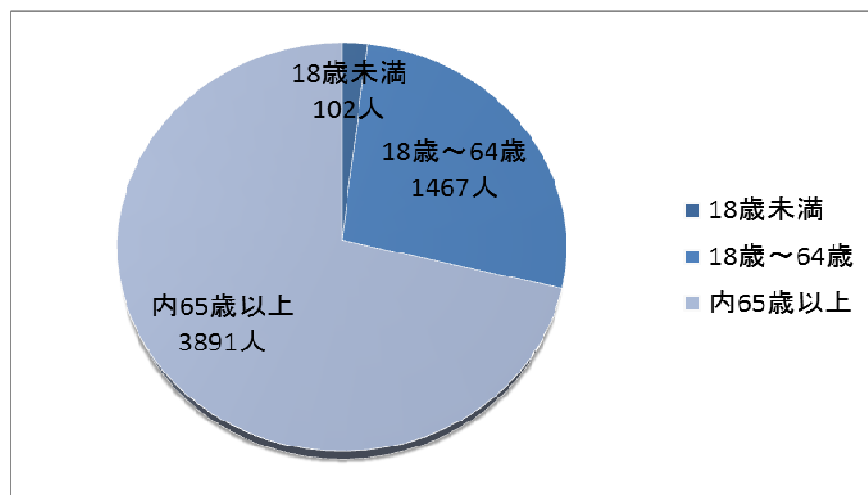
等級別では、最重度を示す1級が最も多くなっています。

グラフ 1 身体障害者手帳交付者の年齢別人数

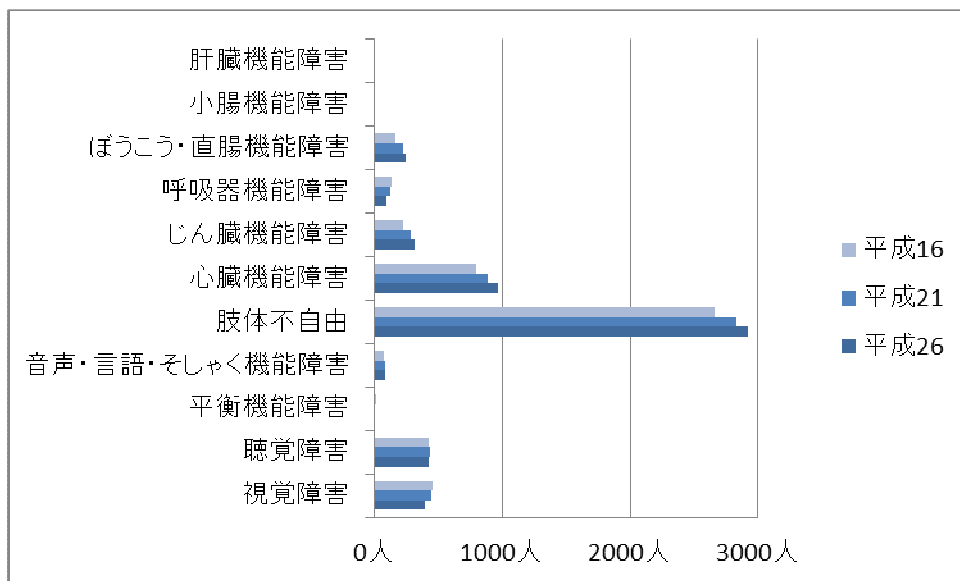
平成 21 年 4 月 1 日現在



平成 26 年 4 月 1 日現在

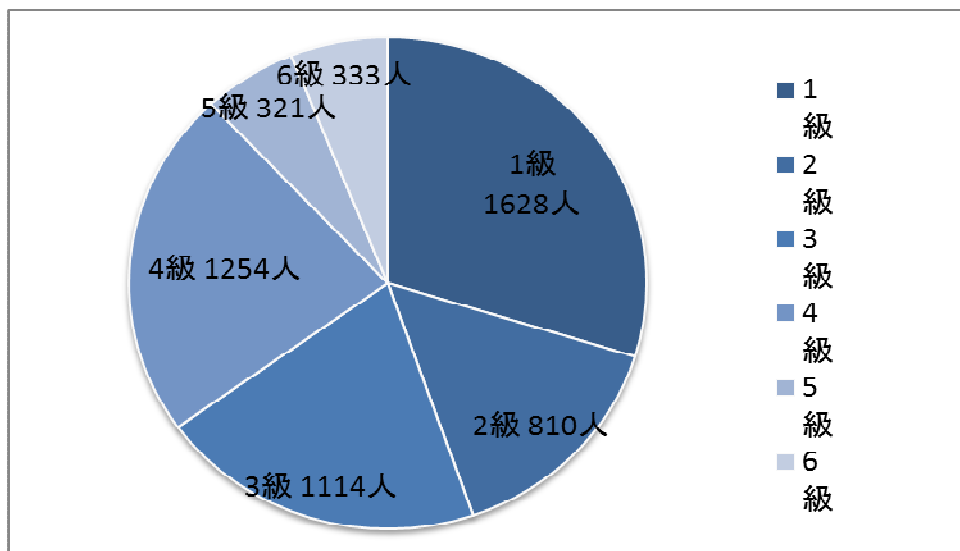


グラフ 2 身体障害者手帳交付者の障害別人数



グラフ 3 身体障害者手帳交付者の等級別人数

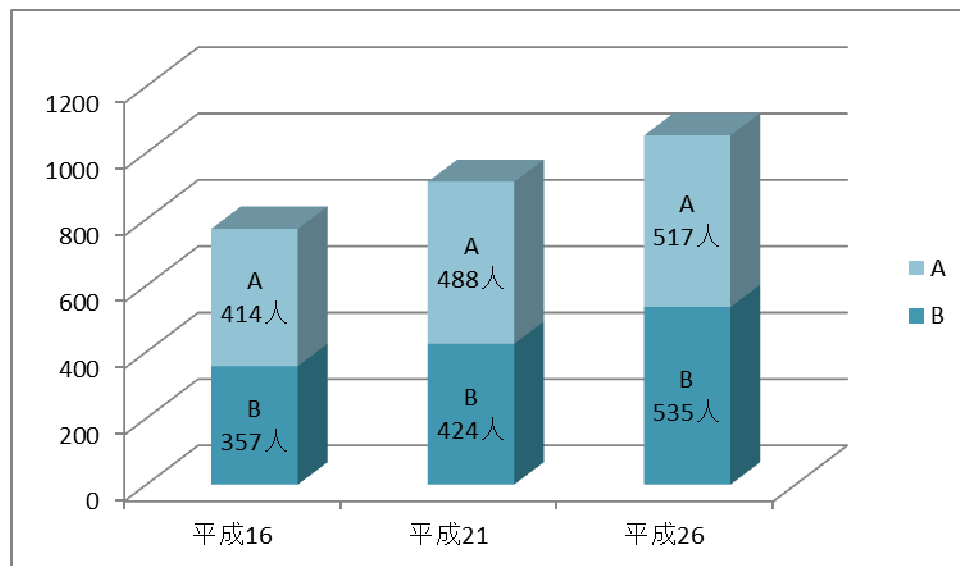
平成 26 年 4 月 1 日現在



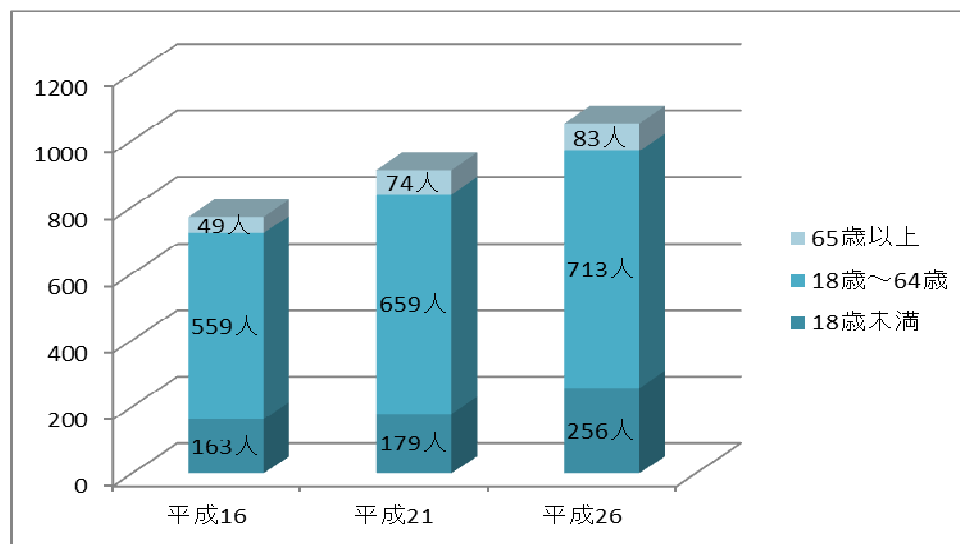
2 知的障害者の状況

平成26年4月1日現在の本市における知的障害者数（療育手帳交付数）は1,052人で、5年前とくらべて140人増、15.3%の伸びとなっています。

グラフ1 療育手帳交付者数の推移



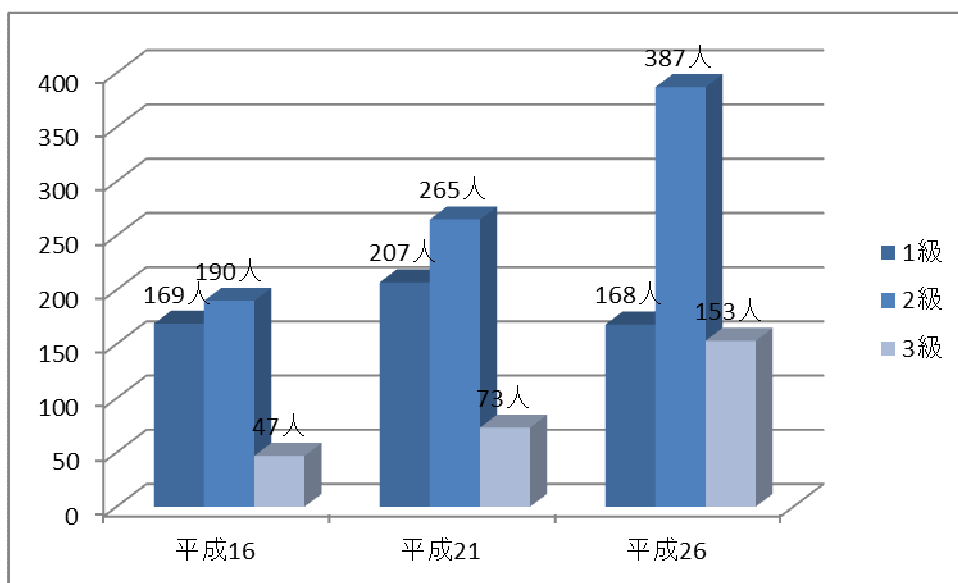
グラフ2 療育手帳交付者数年齢別割合の推移



3 精神障害者の状況

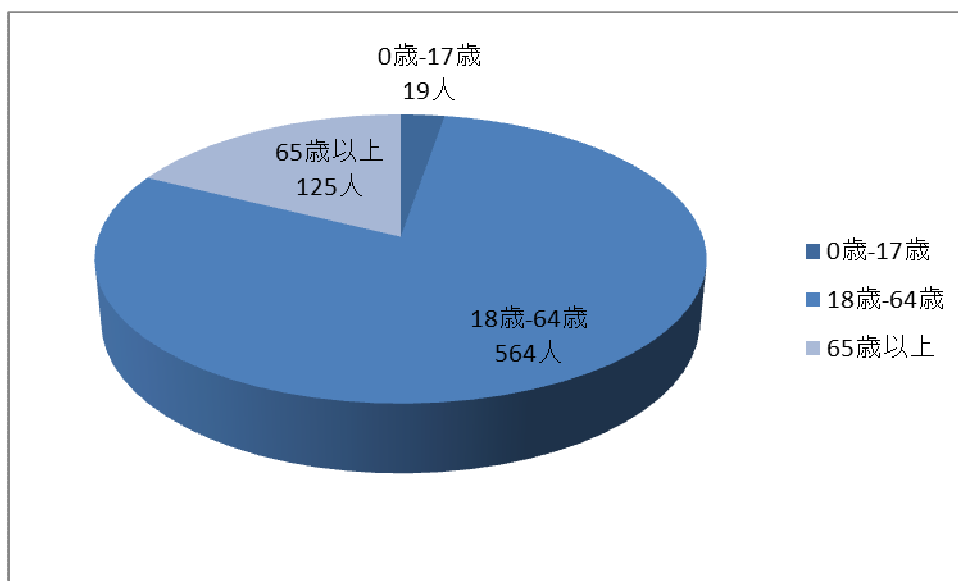
平成 26 年 4 月 1 日現在における本市の精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳交付数）は、708 人となっており、5 年前と比較して、163 人増、29.9%の増加となっています。

グラフ 1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



グラフ 2 精神障害者保健福祉手帳交付者の年齢割合

平成 26 年 4 月 1 日現在



Ⅲ 施策の基本目標と基本原則

1 基本目標

障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、
共に住みなれた地域で生活できるまちづくり

障害者施策は、全ての人々が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられなければなりません。

この計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障害者施策を定めます。

2. 基本原則

障害者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、以下の基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を実施します。

(1) 地域社会における共生（地域生活支援・就労支援）

障害者施策は、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、以下の事項を旨として図られなければなりません。

- ① 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の

ための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の解消

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が解消されなければなりません。

また、障害のある者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障害者が現にいて、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

IV 分野別施策

1. 生活支援

【基本的考え方】

障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること、及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行っていきます。

(1) 相談支援体制の構築

【これまでの取組みと現状】

- ① 平成24年度から、介護給付・訓練等給付を利用しようとする者は、サービス等利用計画案を添えて、利用申請をすることとなりました。
- ② 地域自立支援協議会の相談支援会議で、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の研修会を定期的を開催しています。
- ③ 相談支援専門員、障害者施設職員、行政職員等を対象とした研修会を開催して、関係者の連携の円滑化とスキルアップを図っています。
- ④ 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、当事者または家族同士による相談支援の体制を整えています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターを設置し、地域で生活する障害者の専門的な相談に応じるとともに、相談支援専門員等のスキルアップを図ります。
- ② 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできるように、市が委託する相談支援を拡充します。
- ③ 専門的な支援ができるよう、相談支援専門員を対象とした発達障害や高次脳機能障害などについての研修会を開催します。

- ④ 地域自立支援協議会の専門部会（相談支援、地域生活、就労、教育の4部会）の運営を支援し、地域課題の把握と解決に努めます。
- ⑤ 知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者の成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。
- ⑥ 障害者虐待防止法に基づき、障害者の養護者に対して相談等の支援を行います。

（２）在宅サービス等の充実

【これまでの取組みと現状】

- ① 障害の程度、心身の状況、介護を行なう者の状況や利用者の意向等を勘案して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護や通所サービス等を給付しています。
- ② 利用の実態や利用者の意向から、利用者の要件を見直すとともに、訪問入浴の利用回数を増加させました。
- ③ 利用者の増加や重度の障害者の受け入れに対応するため、地域活動支援センターの支援員を増員しました。
- ④ 利用者の意向や県内他市の状況等により、移動支援が利用できる外出の目的を拡大しました。
- ⑤ グループホームの開設を計画する者に、開設に向けて事業所指定に係る手続き等の情報を提供し、地域生活を支えるグループホームの整備を推進していきます。

【課題とこれからの取組み】

- ① 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図っていきます。
- ② 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を、引き続き提供していきます。
- ③ 障害者支援施設について、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点と

してその活用を図っていきます。また、グループホームの整備に努め、施設入所者の地域生活（グループホームや一般住宅（居宅での単身生活を含む。）等）への移行を推進していきます。

- ④ 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立等について検討していきます。

（３）障害児支援の充実

【これまでの取組みと現状】

- ① 従来から実施してきた障害児タイムケア事業やデイケア事業を、児童福祉法の改正により始まった放課後等デイサービス、児童発達支援等に移行してきました。過渡的な対応として、市の単独事業としての放課後等支援と日中活動支援を実施しています。
- ② 障害のある幼児とその保護者を対象として、心身障害児母子通園訓練事業を実施してきました。
- ③ 障害のある幼稚園児のために、障害の程度に応じて支援のための補助教員を配置し、個に応じた指導や支援を行ってきました。
- ④ ことばや発達に課題のある子どもや保護者には、幼児ことばの教室において支援を行ってきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 児童福祉法に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実に努めていきます。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を引き続き提供していきます。
- ② 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実に努めます。
- ③ 山口県が作成した「サポートファイル」の普及を図るため、地域自立支援協議会の教育部会で活用方法について検討していきます。
- ④ 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期

から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行っていきます。

- ⑤ 障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受け入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、公立幼稚園において、障害児の特性に応じた支援のための補助教員の配置を推進します。
- ⑥ 障害のある幼児ひとりひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高めるために個別の指導計画を策定し、可能な限り成人に至るまで一貫した指導ができるよう個別の教育支援計画を策定・活用していきます。
- ⑦ ことばや発達に課題のある子どもや保護者の支援については、引き続き、医療機関や関係機関と連携し、幼児ことばの教室を中心に支援を行います。

(4) サービスの質の向上等

【これまでの取組みと現状】

- ① 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援専門員、障害者施設職員、行政職員等を対象とした研修会を開催してきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 市と基幹相談支援センターが協働して、相談支援事業所、障害者施設、関係行政機関等の連携を進めていきます。また、これらの職員の研修会を実施します。
- ② 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めていきます。
- ③ 知的障害者又は精神障害者（発達障害者を含む。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。

(5) 人材の育成・確保

【これまでの取組みと現状】

- ① 福祉職に就くために履修している大学生や専門学校の生徒の実務実習を受け入れてきました。
- ② 大学生、専門学校や高等学校の生徒にボランティアスタッフとして、周南3市の身体障害者スポーツ大会の運営に関わってもらっています。
- ③ 徳山大学と市とで結んだ連携協定に基づき、「自治体学特論」の講師を派遣し、障害者福祉行政について講義を行いました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 大学生や高等学校等の生徒に、福祉を考える集いや障害者スポーツ大会等の運営に関わってもらうことにより、障害者福祉への認識を深め、福祉職に就こうとする人々のすそ野を広げていきます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
相談支援専門員・障害者施設職員等を対象とした研修の参加者数	平成25年度	平成31年度	市と基幹相談支援センターが実施する研修の参加者
	188人	210人	

2. 保健・医療

(基本的考え方)

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、支援の充実を図ります。入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。また、難病患者の支援を推進していきます。

(1) 保健・医療の充実等

【これまでの取組みと現状】

- ① 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種対象年齢の拡大を図り、満65歳以上の内部障害（身体障害者手帳1級程度の障害）者に対して、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成し、肺炎球菌感染症の予防に努めてきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- ② 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、引き続き医療費の助成を行います。

(2) 精神保健・医療の提供等

【これまでの取組みと現状】

- ① 地域活動支援センターを設置し、地域で生活する精神障害者と家族の相談支援を行いながら、日中を過ごす場所を提供しています。
- ② 保健師が精神障害者の家族会や精神障害者を支援するボランティア団体の会合に参加し、相談活動をしています。
- ③ 精神障害者の家族会の自発的な活動を支援するため、精神障害の啓発等の講演会や学習会、また他の家族会との交流する事業を、家族会に委託しています。
- ④ 地域において心の健康に関する相談を実施し、市民の心の健康づくりを推進

してきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行っていきます。
また、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下について取り組みます。
 - ア 精神科病院、保健所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等との連携を図り、ひとりひとりの状況と環境に応じた障害福祉サービス等を提供します。
 - イ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図っていきます。
 - ウ 精神障害者の地域移行の取組みを担う看護職員、精神保健福祉士、相談支援専門員等について、人材育成や連携体制の構築等を図るための研修会を開催していきます。
- ② 地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見を図っていきます。
- ③ 精神障害者及び家族のニーズに対応した相談体制を構築します。

（3）障害の原因となる疾病等の予防・治療

【これまでの取組みと現状】

- ① 乳幼児健康診査や母子保健指導、健康診査、生活習慣病の予防等により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ってきました。
- ② 年中児の子供の社会性の発達に着目し、5歳児発達相談会を実施し、家庭や園で適正な環境を設定し、子供の発達の促進を図ってきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施等を図るとともに、これらの機会の活用により、健康の保持増進、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図っていきます。
- ② 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔

の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導を実施していきます。

- ③ 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、医療機関、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等と連携していきます。

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

【これまでの取組みと現状】

- ① 児童生徒ひとりひとりの障害にそった支援を行うため、特別支援学級を小学校に45学級、中学校に23学級、設置しています。
- ② 通級指導教室(ことばの教室)を、徳山小学校、久米小学校、富田東小学校、勝間小学校、岐陽中学校、富田中学校、熊毛中学校に設置しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築していきます。また、障害のある児童生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。
- ② 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市教育委員会・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。
- ③ 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性

のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。

- ④ 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進します。
- ⑤ 可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画を策定・活用していきます。
- ⑥ 障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。
- ⑦ 福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒の就労について、支援の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

【これまでの取組みと現状】

- ① 「特別支援教育支援センター」（周南総合支援学校）、「サブセンター」（徳山小学校）、「地域支援室」（徳山総合支援学校）と協力して、小・中学校の特別支援教育体制を整えています。
- ② 校舎などの定期的な安全点検や学校の要望に基づいた修繕・改修を行うとともに、障害のある児童・生徒への対応については、必要に応じて行ってきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。
- ② 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。
- ③ 安心・安全な教育施設の整備において、障害のある児童・生徒にも配慮した改修や修繕を進めます。
- ④ 障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

【これまでの取組みと現状】

- ① 県の障害者芸術文化祭への出品を呼びかけ、また障害者の福祉を考える集いで障害者の芸術作品を展示する等して、障害者の文化芸術活動の意識啓発に取り組んできました。
- ② 障害者の芸術文化活動に対して市名義の後援をしています。
- ③ 県の障害者スポーツ大会への参加を呼びかけ、参加者を会場まで送迎する等の支援を行ってきました。
- ④ スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を提供するため、障害者団体と協働して、周南3市の身体障害者スポーツ大会を開催してきました。
- ⑤ 県障害者スポーツ協会が開催する大会や指導者養成講習会等の情報を提供しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害者や関係団体等の文化芸術活動を支援し、その活動成果を周知することにより、障害者の文化芸術活動の意識啓発に努めます。また、文化芸術活動を通じ、市民の交流を進めていきます。
- ② スポーツ施設や制度のバリアフリー化や情報提供を進め、障害のある人もない人もともにスポーツ活動が行える仕組みづくりを推進します。
- ② 障害者がスポーツを始めるきっかけづくりとしてのスポーツ教室や、それを支援する指導者養成講習会、ボランティア養成講習会等の情報を引き続き提供していきます。
- ③ 障害者のスポーツ大会などを通して障害者と障害のない人が身近にふれあい、交流する機会の創出に努めていきます。
- ④ 県障害者スポーツ大会への参加を呼びかけ、また参加者への支援を引き続き行っていきます。

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

（基本的考え方）

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

（1）障害者雇用の促進

【これまでの取組みと現状】

- ① 地域自立支援協議会の就労部会と共に、徳山商工会議所の会員に対して、障害者雇用についての呼びかけと、アンケート調査を行いました。
- ② 障害者が就職に向けて実施する職場実習や職業評価等を受ける際に必要となる交通費等の経費を助成する制度を創設し、障害者雇用を推進しています。
- ③ 雇用確保促進月間における企業訪問において、障害者雇用についての理解と協力を要請しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 公共職業安定所と連携し、障害者雇用率制度を中心として、引き続き障害者雇用の促進を図っていきます。また平成25（2013）年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成30（2018）年4月施行）されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させます。

（2）総合的な就労支援

【これまでの取組みと現状】

- ① 就労系の施設に通所する障害者を経済的に支援する通所就労施設就労支援給付金に、交通費の助成を追加し、また支給対象の通所施設を拡大しました。
- ② 地域自立支援協議会の就労部会で、障害者の就労に関わる制度や相談先等をまとめたパンフレットを作成し、周南圏域内の高等学校、総合支援学校、障害者施設等に配布しました。
- ③ 市役所内で、ぷれジョブ（小学校5年生程度から高校3年生程度までの障害

のある子が、ボランティアのジョブサポーターさんとともに地域の企業やお店で仕事体験をするプログラム）を実施しました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 市内には就労継続支援A型の事業所が1箇所のみであるので、新たなA型事業所の開設について、地域自立支援協議会の就労部会で検討していきます。
- ② 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施していきます。
- ③ 身近な地域における雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターを中心として、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施します。

(3) 福祉的就労の底上げ

【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者施設からの市役所の物品・サービスの購入を増やすため、市内の就労継続支援B型事業所と就労系の地域活動支援センターによって、障害者施設共同受注センター協議会が設立されました。
- ② 半年ごとに取りまとめた障害者施設共同受注センター協議会の受注実績を、市役所内の全課に周知し、更なる優先発注を呼びかけています。
- ③ 障害者優先調達推進法に基づき、市の調達方針と調達目標を掲げて、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進しています。
- ④ 市職員に対しても、障害者施設からの物品やサービスの購入を呼びかけています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。
- ② 一層の優先購入を進めるため、障害者施設共同受注センター協議会により、市役所の物品・サービス購入担当者向けの、プレゼンテーションを行っていき

ます。

(4) 経済的自立の支援

【これまでの取組みと現状】

- ① 福祉手当等を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援してきました。
- ② 市が所有・管理する施設を障害者が利用する場合、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 受給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組んでいきます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数	平成25年度	平成31年度	就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者
	23人	29人	
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	平成25年度	平成31年度	市の業務における調達額
	1,728万円	1,900万円	

5. 生活環境

【基本的考え方】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します

(1) 住宅の確保

【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行っています。
- ② 市営住宅については、障害者に対する優先入居や単身入居を可能としています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用の促進を図っていきます。
- ② 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とします。又、既存の市営住宅については大規模な改修が困難なため、洋風便器化や手摺設置など、簡易で効果のある部分的なバリアフリー改修を推進していきます。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

【これまでの取組みと現状】

- ① 移動等バリアフリー基本構想に基づき、徳山駅にエレベーターやエスカレーターが設置され、構内の移動経路の整備が実施されてきました。また、視覚障害者誘導用ブロック、手すり、音声・音響案内装置の整備も進められてきました。
- ② 路線バスの低床化も進んでいます。

【課題とこれからの取組み】

- ① 引き続き、公共交通事業者に対して、バリアフリー施設整備を呼びかけしていきます。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

【これまでの取組みと現状】

- ① 「バリアフリー法」と「山口県福祉のまちづくり条例」にそって公共施設を整備してきました。市有施設を新設、増設又は改築を行うときは、構造等基準に適合したものとしています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 公共的施設の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や通路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めていきます。

(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【これまでの取組みと現状】

- ① 移動等バリアフリー基本構想に基づき、徳山駅周辺地区の道路の段差や勾配解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備改善を行っています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 視覚障害者のための音響信号機や横断歩道上の誘導用であるエスコートゾーンの整備を、引き続き警察署に要望していきます。

6. 情報アクセシビリティ

【基本的考え方】

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

【これまでの取組みと現状】

- ① 視覚障害者や聴覚障害者等を対象に、情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活を支援しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 国が進める障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供に関する情報の入手に努め、障害者団体等への情報の提供に努めていきます。

(2) 意思疎通支援の充実

【これまでの取組みと現状】

- ① 市役所本庁と周南市社会福祉協議会に手話通訳者を設置し、聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活相談を実施しています。また、聴覚障害者からの依頼を受け、官公庁、病院、学校等に手話通訳者を派遣しています。
- ② 視覚障害者図書館や音訳サークルに事業を委託し、点字図書や音訳図書を提供してきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、設置等による支援を行っていきます。
- ② 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させていきます。
- ③ 点訳や音訳の事業についての周知を進め、必要とする障害者に提供できる体制の整備に努めていきます。

(3) 行政情報のバリアフリー化

【これまでの取組みと現状】

- ① 広報紙しゅうなんを点訳化また音声化し、視覚障害者に提供しています。
- ② 市役所からの発送する文書の音声コード化と、発信した課の名前を表す点字シールの貼り付けを進めています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- ② 災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- ③ 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、ルビを付ける等して知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
文書等の音声コード化	平成25年度	平成31年度	文書・パンフレット等の音声コード化を実施する市の部署数
	6課	12課	

7. 安全・安心

【基本的考え方】

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

(1) 防災・防犯対策の推進

【これまでの取組みと現状】

- ① 市要綱に定められた災害時要援護者登録制度に基づき、本人の申し出により支援の必要な障害者や高齢者を事前に登録した要援護者名簿を作成してきました。

平成26（2014）年4月に改正災害対策基本法が施行され、これまでの名簿を引き継ぎつつ、法律に基づく避難行動要支援者名簿を作成することとなりました。

- ② 障害者や高齢者等の避難場所として、福祉避難所を指定しています。
- ③ 聴覚障害者についてのその障害特性に応じた災害時対応マニュアルを作成しました。
- ④ 聴覚や言語の障害者がファックスやメールによって119番通報をするシステムを運用してきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 避難行動要支援者名簿の活用や避難支援等関係者（自主防災組織等）と市との連携、役割分担等について検討していきます。
- ② 福祉避難所の運営に関して、施設を所有・管理する者との実務的な協議を進め、また実務マニュアルを作成していきます。
- ③ 自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の作成を進めていきます。関係機関が企画する防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援等関係者との避難訓練を実施していきます。
- ④ 障害者施設への気象情報等との伝達訓練や、施設からの情報収集に関する訓練を実施していきます。
- ⑤ 手話通訳者、要約筆記者等の障害者支援団体と災害時の応援協定を結んでいきます。

- ⑥ 災害時の防災関係機関と障害者のコミュニケーションを支援するための取組みを推進します。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者団体と市障害者福祉主管課が消費者被害防止連絡協議会に加わり、関係機関と連携して、消費者被害の早期発見、被害の回復、拡大防止に取り組んできました。
- ② 障害者団体への出前講座により、消費者トラブルについての学習の機会を提供しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- ② 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組めます。
- ③ 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進します。

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

【基本的考え方】

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25（2013）年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んでいきます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組みを進めていきます。

（1）障害を理由とする差別の解消の推進

【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者週間に発行される市の広報紙や、障害者の福祉を考える集いなどにおいて、共生社会の実現について啓発してきました。
- ② 出前講座において、障害者差別解消法の趣旨や障害者権利条約の意義について、広報・啓発しています。
- ③ 障害者の問題をテーマとした人権教育講座を開催しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される対応要領を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動の促進等に取り組んでいきます。
- ② 差別解消や合理的な配慮についての優れた取組みを庁内に知らせることにより、障害者差別解消法の適切な運用を図っていきます。
- ③ 障害者やその家族その他の関係者から障害を理由とする差別に関する相談を受け、また差別に関する紛争の防止、解決を図る体制を整備していきます。

（2）権利擁護の推進

【これまでの取組みと現状】

- ① 市役所に障害者虐待防止センターを設置し、また障害者虐待の関係機関によって組織される障害者虐待対応協力者連絡会議を設けて、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行っています。
- ② 障害者虐待についてのパンフレットの作成、市広報紙への虐待防止記事の掲

載等による啓発に取り組んで来ました。

- ③ 相談に応じて、知的障害者や精神障害者の成年後見制度の利用を勧めています。また、成年後見人の申し立てをする者がいない場合には、市長による申し立てをしています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組んでいきます。
- ② 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組みを進めていきます。

9. 行政サービス等における配慮

【基本的考え方】

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮等を行っていきます。

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

【これまでの取組みと現状】

- ① 市役所本庁と周南市社会福祉協議会に手話通訳者を設置し、聴覚障害者の窓口での手続きを支援しています。
- ② 市役所の窓口に耳マークを設置し、筆談の申し出をしやすいとしています。
- ③ 例年、職員を対象とした手話研修会を開催しています。
- ④ 新規採用職員及び若手職員は、障害者福祉施設での体験研修を実施しています。

【課題とこれからの取組み】

- ① 市における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法（平成28(2016)年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行っていきます。
- ② 市の職員に対して障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。
- ③ 行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めていきます。

(2) 選挙等における配慮等

【これまでの取組みと現状】

- ① 点字による候補者情報を提供してきました。
- ② 臨時的にスロープを設置して、投票所の段差を解消してきました。

【課題とこれからの取組み】

- ① 点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情

報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めていきます。

- ② 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進していきます。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。